

小田原市立病院医師・看護師等の負担軽減等に関する計画

(令和6年4月1日改定)

1 計画の趣旨

この計画は、小田原市立病院に勤務する医師、看護師その他の医療職の負担を軽減し、処遇を改善するため院内の体制の整備、負担軽減及び処遇改善に係る計画を策定し、その実行を図ることを目的とする。

2 計画の期間

計画の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 計画の内容

(1) 医療従事者全体の負担軽減及び処遇改善

ア 外来縮小の取組

(ア) 逆紹介率の向上による外来診療の負担の軽減

イ 必要な人員の確保

(イ) 適正な常勤職員数の確保

(イ) 非常勤職員（育児休業代替任期付職員含む）の増員

ウ 働き方改革の推進

(ア) 時間外勤務の削減

(イ) 休暇取得の促進

(ウ) 拘束時間の削減

エ 育児中の職員に対する配慮

(ア) 子育てに関する制度の周知や妊娠中及び出産後の配慮

(イ) 育児短時間勤務や部分休業等休暇制度の利用促進

(ウ) 妊娠中・子育て期間中の職員の当直・オンコール・夜勤等の適正な対応

オ 手当の支給

(ア) 必要に応じた手当の支給検討

カ 院内保育所の運営

(ア) 院内保育所の夜間及び休日の保育体制の維持

キ 福利厚生

(ア) 福利厚生 of 充実（職員食堂の改善等）

ク 事務職員との役割分担の推進

(ア) 医療関係職と事務職員等との役割分担の推進

(2) 医師の負担軽減及び処遇改善

ア 勤務体制の改善

(ア) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施

(イ) 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間（勤務間
インターバル）の確保

(ウ) 予定手術前日の宿直に対する配慮

(エ) 宿直勤務終了後の勤務に対する配慮

イ 医師事務作業補助者の活用

(ア) 医師事務作業補助者の確保

(イ) 医師事務作業補助者に対する研修制度の充実と業務の拡大（書類作成、
診断書、診療録及び処方せん、主治医意見書並びに診察・検査の予約代
行等）、医師のニーズによる配置診療科等の拡大

ウ 他職種との役割分担の推進

(ア) 看護師が実施

- ・初診時の予診（必要な場合）
- ・静脈採血、静脈注射

(イ) 看護師・社会福祉士が実施

- ・入院時の説明

(ウ) 看護師・臨床検査技師・診療放射線技師が実施

- ・検査手順の説明（検査内容に応じて）

(エ) 薬剤師が実施

- ・服薬の説明・指導

(オ) 特定行為研修を修了した看護師及び認定看護師の拡充

エ 手当の支給

(ア) 緊急手術（処置）手当や分娩手当等、医師の特性を踏まえた手当の支給

(イ) 遠距離から通勤する医師に対する新幹線通勤手当及び高速道路料金の支給

(3) 看護師の負担軽減及び処遇改善

ア 勤務体制の改善

- (ア) 夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の勤務終了時刻と直後の勤務の開始時刻のインターバル（11 時間以上）の確保
- (イ) 夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の連続して行う夜勤の数（2 回以下）の抑制
- (ウ) 夜勤時間帯の患者のニーズに対応できるよう、早出や遅出等の柔軟な勤務体制の継続
- (エ) 各部署の業務量を把握・調整し、部署間での業務標準化に取り組むため、所属部署以外の部署を一時的に支援するためのシステムの構築及び運用（夜勤時間帯含む）

イ 看護補助員の活用

- (ア) みなし看護補助者を除いた看護補助者の比率（5 割以上）の確保
- (イ) 看護補助員の増員及び夜勤従事

ウ 他職種との役割分担の推進

- (ア) 薬剤師の病棟薬剤管理指導業務の拡充

エ 安定した職員確保への取り組み

- (ア) 奨学金制度の活用
- (イ) 宣伝活動の充実

(4) 医療技術職員の負担軽減及び処遇改善

ア 勤務体制の改善

- (ア) 交代制勤務の継続

イ 必要な人員の確保

- (ア) 薬剤管理指導業務への注力のための薬剤物流管理システム（SPD）の充実

4 計画の評価

ア 労働・安全衛生委員長（以下「委員長」という。）は、計画の推進を図るため関係する職員に提言又は指導等を行うものとする。

イ 本計画は、毎年、労働・安全衛生委員会において評価及び年度ごとの目標策定を行うものとする。

ウ 計画の見直しに当たっては、国の動向や先進的な取組事例などを参考にするものとする。

5 その他

その他計画の推進に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。